

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年1月21日

水曜日

第5472号

三

次

- 指定管理者の指定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧
- 周辺土地改良事業計画に関する書類の縦覧

YY

告 示

富山県告示第19号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年1月21日

富山県知事 新田 八朗

- 1 公の施設の名称
伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル
 - 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
伏木富山港港湾運送事業協同組合 高岡市伏木湊町5番1号
 - 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

富山県告示第20号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年1月21日

富山県知事 新田八朗

道路の種類 及び路線名	区間	変更前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	縦覧場所
県道 小川寺木下新線	魚津市天神野新 315番から 魚津市天神野新 290番1まで	変更前		最大 7.8 最小 7.1	91.4	新川土木センター
		変更後		最大 14.1 最小 7.5	91.4	

富山県告示第21号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年1月21日

富山県知事 新田八朗

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 小川寺木下新線	魚津市天神野新 315番から 魚津市天神野新 290番1まで	令和8年1月21日	新川土木センター

富山県告示第22号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

杉原土地改良区から申請のあった八尾町寺家地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和8年1月13日適當と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月21日

富山県知事 新田 八朗

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し
定款の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月21日から
令和8年2月19日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

富山県告示第23号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営土地改良事業計画（竹内地区）を定めたので、同条第7項において準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月21日

富山県知事 新田 八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業計画書（竹内地区）の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月21日から

令和8年2月19日まで

3 縦覧の場所

舟橋村役場

教示

1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条の3第7項において準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求することができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第24号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））（西谷溜池地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月21日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））（西谷溜池地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月21日から

令和8年2月19日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第25号**県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））（梅檀野東部地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月21日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））（梅檀野東部地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月21日から

令和8年2月19日まで

3 縦覧の場所

砺波市役所

教示

1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴え提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴え提起できません。

富山県告示第26号**県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）（殿町東部地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月21日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）（殿町東部地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月21日から

令和8年2月19日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

教示

1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴え提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴え提起できません。

富山県告示第27号**県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）（野口地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月21日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）（野口地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月21日から

令和8年2月19日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第28号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設））（宮野用水地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月21日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設））（宮野用水地区）

計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月21日から

令和8年2月19日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第29号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）（金戸東部地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月21日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）（金戸東部地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月21日から

令和8年2月19日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第30号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設））（鹿熊地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月21日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設））（鹿熊地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月21日から

令和8年2月19日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

12 令和8年1月21日

富山県報

第5472号

令和8年1月21日印刷発行

発行 富山県
富山県富山市新総曲輪1番7号
電話富山 076-444-3153番
